

資料



1

榛東村総合計画審議会条例

昭和47年3月25日

条例第12号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、榛東村総合計画審議会を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じて、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、総合計画及び総合戦略に関する事項について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る調査、審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人をおく。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、村長が招集する。

2 審議会は委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務企画課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第9号）

この条例は、平成29年4月20日から施行する。

附 則（令和6年条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和7年条例第8号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2

総合計画審議会委員

	団体	審議会での役職	氏名
1	公立大学法人高崎経済大学（名誉教授）	会長	大宮 登
2	榛東村（副村長）	副会長	小池 秀樹
3	榛東村社会福祉協議会	委員	大森 久美子
4	榛東村民生委員児童委員協議会	委員	小池 香織
5	社会福祉法人榛栄会（理事長）	委員	飯塚 久世
6	榛東村農業委員会	委員	田嶋 久実
7	榛東村商工会（会長）	委員	松嶋 章治
8	榛東村商工会 女性部	委員	小林 厚子
9	榛東村商工会 青年部	委員	岩田 由弘
10	榛東村自治会連合会（会長）	委員	一倉 保
11	榛東村子ども会育成会連絡協議会（会長）	委員	堤 志穂
12	榛東村教育委員	委員	石和 佳子
13	榛東村社会教育委員会議	委員	鈴木 まなみ
14	北群渋川農業協同組合	委員	小川 博之
15	群馬銀行株式会社 榛東支店（支店長）	委員	小池 利幸
16	上毛新聞社	委員	金子 一男
17	榛東中学校（校長）	委員	石関 和夫
18	北群馬渋川振興局（局長）	委員	藤田 一幸
19	公募委員（学生）	委員	山本 桜子
20	地域おこし協力隊	委員	萩原 璃来

3 策定経過

年月	実施内容
令和6年度	基礎調査（統計データ等に基づく調査分析）・策定方針等の調整
令和6年5月	第1回村長インタビュー
令和6年11月	第2回村長インタビュー
令和7年3月	職員向け研修（管理職）（第7次榛東村総合計画策定にかかるEBPM推進のための研修） 講師：高崎経済大学地域政策学部・大学院地域政策研究科教授 高崎経済大学地域科学研究所所長 佐藤徹 氏
令和7年4月 5月 7月	住民ワークショップ3回 内容：マチュア・ソサエティ （参加者同士で、まちづくりアイデアを生み出すボードゲーム）
令和7年6月	総合計画審議会公募委員の募集（2名以内）・決定（1名）
令和7年7月	庁内策定委員会
令和7年8月	総合計画審議会（第1回）（概要説明・基本構想案について）
令和7年9月	総合計画審議会（第2回）（基本構想案・基本計画骨子案について）
令和7年12月	住民アンケート調査 対象：無作為抽出による18歳以上の2,000人 回答数916票 回答率：45.8%
令和8年2月	総合計画審議会（第3回）（総合計画素案について）
令和8年3月	パブリックコメント実施 総合計画審議会（第4回）

4

SDGs Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)

SDGs「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」は、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択されたものです。国連加盟193か国が平成28年(2016年)から令和12年(2030年)の15年間で達成するために掲げた17の目標です。

榛東村のまちづくりにおいても、SDGsの理念に基づいて事業を実施します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- 目標1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
- 目標2 飢餓をゼロに
- 目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
- 目標4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
- 目標6 すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する
- 目標7 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
- 目標8 すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する
- 目標9 レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る
- 目標10 国内および国家間の不平等を是正する
- 目標11 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
- 目標12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
- 目標13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
- 目標14 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標15 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
- 目標16 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
- 目標17 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

5 Well-Being (地域幸福度)

1 地域幸福度 (Well-Being)

地域幸福度 (Well-Being) とは、身体的・精神的・社会的に良好で満たされた状態を指す概念で、単に病気がないことではなく、個人の権利や自己実現が保障され、持続的な幸福を感じられる状態を意味します。

2 地域幸福度 (Well-Being) 指標

地域幸福度 (Well-Being) 指標とは、住民の「暮らしやすさ」と「幸福感 (Well-Being)」を数値化・可視化する指標です。指標は、大きく分けて「客観的指標」と「主観的指標」の2つを組み合わせることで評価されます。

主観指標

【アンケートによる主観データ】

- ・各自治体が集めたアンケートデータをもとにしている
- ・「幸福感 (Well-Being)」を算出したもの
- ・時系列での比較に強い

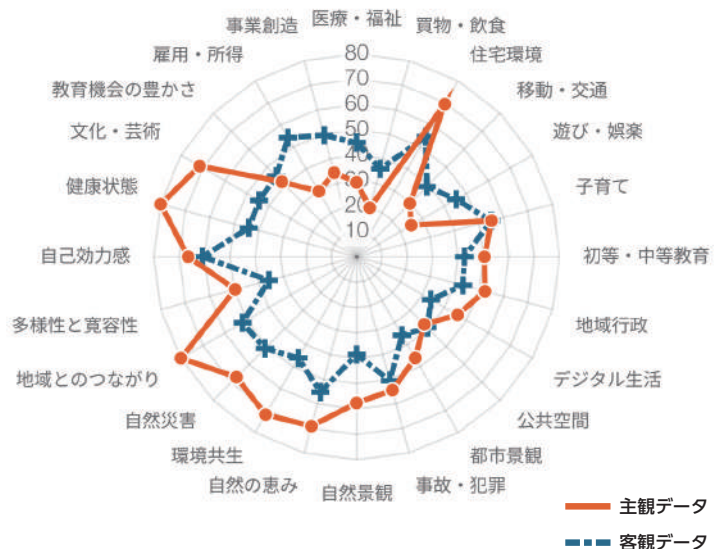
客観指標

【オープンデータによる客観データ】

- ・各種オープンデータ等をもとにしている
- ・「暮らしやすさ」を測定したもの
- ・分野間などの比較に用いる

榛東村のWell-Being指標

	主観	客観
医療・福祉	29.3	45.0
買物・飲食	20.0	35.9
住宅環境	69.5	54.6
移動・交通	29.7	39.2
遊び・娯楽	24.9	45.3
子育て	55.1	54.9
初等・中等教育	50.4	42.5
地域行政	52.4	43.4
デジタル生活	45.9	33.8
公共空間	37.7	39.5
都市景観	46.1	35.7
事故・犯罪	54.4	50.6
自然景観	57.6	38.5
自然の恵み	69.1	55.2
環境共生	71.8	46.1
自然災害	67.1	51.1
地域とのつながり	80.0	52.0
多様性と寛容性	49.6	35.8
自己効力感	66.5	60.8
健康状態	80.0	44.0
文化・芸術	71.5	44.4
教育機会の豊かさ	41.8	44.9
雇用・所得	29.8	54.2
事業創造	34.3	49.5



【出典】2025年度版（令和7年度版）Well-Being個別調査

第7次榛東村総合計画において、Well-Being指標を計画の中核的な評価指標として明確に位置づけています。各事業、各個別計画の推進により、地域幸福度（Well-Being）指標を向上させることで、住民の「暮らしやすさ」と「幸福感（Well-Being）」を図ります。

主観指標【アンケートによる主観データ】

幸福度・生活満足度を計る4つの設問

- | | |
|---|---|
| <p>1 現在、あなたはどの程度幸せですか？</p> | <p>2 現在、あなたの町内（集落）の人々は、
大体において、どれくらい幸せだと思いますか？</p> |
| <p>3 現在、あなたの住んでいる地域の暮らしに
どの程度満足していますか？</p> | <p>4 自分だけでなく、身近な周りの人も楽しい
気持ちでいると思う</p> |

+

3つの因子群

※因子群は合計24のカテゴリーに細分化されます。

<p style="text-align: center;">生活環境</p> <p>医療・福祉 買物・飲食 住宅環境 移動・交通 遊び・娯楽 子育て 初等・中等教育 地域行政 デジタル生活 公共空間 都市景観 自然景観 自然の恵み 環境共生 自然災害 事故・犯罪</p>	<p style="text-align: center;">地域の人間関係</p> <p>地域とのつながり 多様性と寛容性</p>	<p style="text-align: center;">自分らしい生き方</p> <p>自己効力感 健康状態 文化・芸術 教育機会の豊かさ 雇用・所得 事業創造</p>
---	---	--

客観指標【オープンデータによる客観データ】

3つの因子群

※因子群は合計24のカテゴリーに細分化されます。

<p style="text-align: center;">生活環境</p> <p>医療・福祉 買物・飲食 住宅環境 移動・交通 遊び・娯楽 子育て 初等・中等教育 地域行政 デジタル生活 公共空間 都市景観 自然景観 自然の恵み 環境共生 自然災害 事故・犯罪</p>	<p style="text-align: center;">地域の人間関係</p> <p>地域とのつながり 多様性と寛容性</p>	<p style="text-align: center;">自分らしい生き方</p> <p>自己効力感 健康状態 文化・芸術 教育機会の豊かさ 雇用・所得 事業創造</p>
---	---	--